

事業事前評価表

1. 案件名

国名：インドネシア共和国

案件名：開発政策借款（VII）

L/A 調印日：2010年12月10日

承諾金額：8,391百万円

借入人：インドネシア共和国（The Republic of Indonesia）

2. 計画の背景と必要性

(1) インドネシアにおける開発実績（現状）と課題

2004年10月に就任したユドヨノ大統領は、2009年7月に実施された大統領選において60%を超える得票にて再選され、同年10月より第二次政権を発足させた。2004年の就任以来、マクロ経済安定化、投資環境改善、財政運営改善・反汚職及び貧困削減に向けた公約を表明し、改革を実施してきた。その結果、堅調な国内消費及び民間投資にも支えられ、2004年から2008年にかけて5年連続で5%超の経済成長を実現した。世界金融経済危機の影響を受けた2009年はやや鈍化したものの4.5%を達成、2010年には約6%の経済成長率が見込まれている。財政赤字は、2008年の対GDP比0.1%から、補正予算にて景気刺激策を講じた2009年には同1.6%まで拡大、引き続き景気刺激策を含む2010年補正予算においては同2.1%を見込んでいる。他方、公的債務残高は順調に減少しており、2010年末に対GDP比27%程度まで低下すると予測されている。

2009年までの国家中期開発計画（RPJM2004-2009）では2004年に9.9%であった失業率を2009年には5.1%に、経済成長率は7.6%にすることを目標としていたが、実績として前者は7.9%（2009年8月時点）、後者は4.5%（2009年）に留まった。毎年約200万人の新規労働者が労働市場に参入する現状では、雇用創出のための更なる経済成長が必要である。また、2008年のいわゆるリーマンショック直後には、株式市場の一時閉鎖、国債発行コストの上昇、ルピア安の更進等、金融市場への影響が顕在化した。このように経済・社会の脆弱性は依然として残ることから、引き続き投資環境改善、財政運営改善及び貧困削減に向けた改革の継続が重要な課題となっている。

(2) インドネシアにおける開発政策と本事業の位置づけ

現行の国家中期開発計画（RPJM2010-2014）においては11の国家優先開発課題が掲げられているが、本計画の対象セクターである投資ビジネス環境改善及び貧困削減がこれに含まれている。

(3) 開発政策支援に対する我が国及びJICAの援助方針・実績と他の援助機関の対応

我が国の対インドネシア国別援助計画（2004年11月）では、「民間主導の持続的な成長」、「民主的で公正な社会造り」及び「平和と安定の確保」を3つの柱としている。「民間主導の持続的な成長」においては、財政の持続可能性の確保、投資環境改善のための経済インフラ整備、裾野産業・中小企業振興、経済諸政策整備及び金融セクター等への支援が掲げられている。また、JICAは開発課題として「経済政策への支援」を挙げており、本支援はこうした方針に合致し、2004年以降、世界銀行及びアジア開発銀行（ADB）と共に、過去6次（総額746.7億円）に渡り開発政策借款を供与し、インドネシア政府による継続的な政策改革を支援している。同開発政策借款では、戦略的投資行動計画（SIAP）ワーキンググループとの対話も踏まえ、日本として提案した税務改善等の政策アクションが含まれている。

(4) 計画の必要性

本計画は、投資環境整備、財政運営改善及び貧困削減に向けた重要な政策改革の実施支援を通じて同国の持続的開発に資するものである。第二次ユドヨノ政権樹立後も着実に、かつ継続して政策改革を進めることが必要であることから、本機構が支援する必要性・妥当性は高い。

3. 計画概要

(1) 計画の目的

本計画は、第1次から第6次に亘る開発政策借款に関連したインドネシア政府の一連の政策改革実績の評価を踏まえて、世界銀行及びアジア開発銀行と協調し、同国の政策改革を支援することにより、政策改革の継続及び我が国との政策対話の促進を図り、もって同国の①投資環境改善、②財政運営改善、及び③貧困削減に寄与するものである。

(2) 計画概要

改革項目	達成されたアクション	今後のアクション
① 投資環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投資ネガティブリストの改定（大統領令公布） ○ 投資ワン・ストップ・サービスの実施細則公布 ○ ナショナル・シングル・ウィンドウ（NSW）を主要4海港1空港で運用開始（関税総局を暫定オペレーターに選定） ○ 国家ロジスティクスシステム開発ブループリントに係る大統領規則案の作成 ○ 原産地証明発行に係る地方から中央への報告実施 ○ 移転価格税制ガイドラインの公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改定投資ネガティブリストの官民間のコンサルテーション含むレビュー体制の強化 ○ 投資ワン・ストップ・サービスの実施と効果のモニタリング・評価の実施 ○ NSWの実施に係る民間セクターとの定期会合開催のための標準業務手順書の作成 ○ 主要5港のサービス向上に向けたボトルネック把握のための評価の実施 ○ 国税総局の中期人材戦略計画の承認 ○ 異議申し立ての標準業務手順書改定版の制定
② 財政運営改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期歳出枠組み・業績予算に係る詳細情報の国会への提示・協議 ○ 現金予測に係る財務省規則公布¹ ○ 国有財産の認証に係る財務省・国土庁合同令公布 ○ パブリックコンサルテーションに向けた新調達法案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業績指標・業績情報システムのレビュー結果の公表 ○ 現金予測に係る財務省規則の執行に関するレビューの実施 ○ 国有財産管理情報システムデータベースの立上げと国家財産会計システムとの統合 ○ 新調達法案の国会への提出
③ 貧困削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大統領令による国家貧困削減推進チームの設置 ○ 国家貧困ラインの計算方法の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貧困削減プログラムの評価フレームワークの構築 ○ 改定された国家貧困ラインの計算方法に係るワークショップの開催

(3) 総事業費/概算協力額

円借款対象額 8,391 百万円（100 百万ドル相当円）

(4) 計画実施体制

- 1) 借入人：インドネシア共和国（The Republic of Indonesia）
- 2) 実施機関：経済調整大臣府（Coordinating Ministry of Economic Affairs）
及び財務省（Ministry of Finance）

(5) 計画実施スケジュール

¹ 予算管理にかかる透明性の向上と効率的な管理を実現するため、キャッシュフローの予測を強化するもの。

貸付実行は2010年12月を予定。本計画の対象期間は2009年から2010年。

(6) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本計画は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- ③ 環境許認可：特になし。
- ④ 汚染対策：特になし。
- ⑤ 自然環境面：特になし。
- ⑥ 社会環境面：特になし。
- ⑦ その他・モニタリング：特になし。

2) 貧困削減促進：本計画には、地域主導型のコミュニティ開発の促進などが含まれており、貧困層に対する社会サービスの改善のための公的支出増大を促すものであるから、貧困削減の促進に資する。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：特になし。

(7) 他ドナー等との連携

世界銀行（600百万ドル）及びADB（200百万ドル）との協調融資。

(8) その他特記事項

投資環境改善、財政運営改善及び貧困削減の各分野で実施している技術協力との連携を強化する。たとえば、投資環境改善のうち、移転価格税制ガイドラインの公布、異議申し立ての標準業務手続書改定版の制定については、2009年12月開始の技術協力プロジェクト「税務行政近代化プロジェクト（フェーズ2）」で支援している。専門家はモニタリング会合を通じて、政策アクションの推進に必要なインプットを行う。

4. 計画効果

運用・効果指標

指標名	基準値 (2007～2010年実績値)	目標値 (2012年 ²)
① 投資環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ○投資対GDP比率：23.2%（2007～2009年平均） ○海外直接投資の純流入額：70億ドル（2007～2009年平均） ○ビジネス設立に掛かる日数：60日（2009年） ○非石油輸出成長率：7.7%（2007～2009年平均） ○NSWを利用する輸出入業者数：3,791（2010年） ○年間納税所要時間：266時間（2009年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○投資対GDP比率：25.1% ○海外直接投資の純流入額：79億ドル ○ビジネス設立に掛かる日数：50日 ○非石油輸出成長率：9.24% ○NSWを利用する輸出入業者数：4,500 ○年間納税所要時間：240時間
② 財政運営改善	<ul style="list-style-type: none"> ○会計年度上期の資本支出執行率：19%（2010年） ○四半期現金計画と実際のキャッシュ 	<ul style="list-style-type: none"> ○会計年度上期の資本支出執行率：27% ○四半期現金計画と実際のキャッシュ

² 開発政策借款の第3シリーズ（開発政策借款（VII）～（IX）を予定）の最終年。

	フローとの乖離：物件費 129%、資本支出 43%（2009 年第 4 四半期）	ユフローとの乖離：40%
③貧困削減	○国家貧困ライン以下の人口割合：13.3%（2010 年）	○国家貧困ライン以下の人口割合：12.4%

5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

6. 過去の類似案件の評価結果と本計画への教訓

協調融資案件においては、審査段階から監理まで、関係機関との綿密な情報交換を行うことが重要であるとの教訓を得ている。これを踏まえ、本借款においては、協調融資機関である世界銀行及び ADB と密接に連携しつつ借款のモニタリングを行う予定である。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標：

- ①投資環境改善に係る成果（投資関連制度の改善による投資の対GDP比率の上昇等）
- ②財政運営改善に係る成果（国家予算制度の改善による資本支出執行率の上昇等）
- ③貧困削減に係る成果（貧困層ターゲティング強化等による国家貧困ライン以下の人口割合の低減等）

(2) 今後の評価のタイミング：開発政策借款の第3シリーズ（開発政策借款（VII）～（IX）を予定）の終了後。

以 上